Grant Thornton
An instinct for growth™

Accounting

News

Discussion

IFRSニュース

Quarter 3 2017

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準（IFRS）に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2017年の3回目となる本号では、まず初めに、公表されたIFRS第17号「保険契約」について検討します。開発に20年という年月をかけており、この新基準は企業のデータ、技術的解決策及び投資家向け広報、並びに企業の財務報告に影響を与えると思われます。

次に、IAS第16号「有形固定資産」の修正案を含む、国際会計基準審議会（IASB）が公表した新たな提案に注目します。本IFRSニュースの後半では、グラントソントンにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介します。

目次

IASBがIFRS第17号「保険契約」を公表	3
IASBがIFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表	6
IASBはIAS第16号の修正案を公表	8
SME適用グループがQ&A案を公表	9
コーポレート・ガバナンス	10
IFRS第17号への準備	11
負の補償を伴う期限前償還要素	11
全米商工会議所メンバーのためのIFRSテクニカル・セッションをアルゼンチンで開催	11
レイモンド・シャボット・グラントソントンがIFRS第9号に関するWebセミナーを開催	12
2017年のIFRSテクニカル・アカデミー	12
GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目	12
その他のトピック－概要	13
新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日	19
コメント募集	21

IASBがIFRS第17号「保険契約」を公表

20年もの開発期間を経て、IASBはIFRS第17号「保険契約」を公表した。これは開発期間としては異例に長く、完了までの長い期間に以下を含む多くの要素が検討された:

- 保険会計に関する非常に多様な各国の実務慣行
- 統一的な測定モデルの対象とすべき、広範にわたる各国固有の商品、税務上の影響及び規制
- IASBが最近公表したIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」などの他の基準と整合させ、他の基準設定主体の作業とある程度の調整を図る必要性

IFRS第17号は、2004年に公表されたIFRS第4号「保険契約」を置き換えるものです。IFRS第4号は暫定基準として設計されており、したがって保険契約を発行する企業は従前の各国の会計基準に基づき策定された会計方針を用いて引き続き保険契約の会計処理を行うことが認められていました。これは、企業が保険契約の会計処理に関して多数の異なるアプローチを使用し続けていたことを意味しており、これによりそれ以外の点では同様の企業の財務業績を比較対照することが困難になっていました。

IFRS第17号は、すべての保険契約を首尾一貫した方法で会計処理することを要求することにより、IFRS第4号が生じさせていた比較上の問題を解決しており、投資者と保険会社の両方に便益を与えています。以下でIFRS第17号の対象となるいくつかの領域について簡単に検討します:

範囲

IFRS第17号は、企業が発行した保険契約(再保険契約を含む)、保有する再保険契約、及び裁量権のある有配当性を有する投資契約(企業が保険契約も発行する場合)に適用されます。

IFRS第17号は、保険契約を、一方の当事者(保険者)が、他方の当事者(保険契約者)から、特定の不確実な将来事象(保険事故)が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことを同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約と定義しています。

この定義はIFRS第4号の定義と類似しています。加えて、IFRS第17号は、損失が発生する可能性に基づく保険リスクの重大性を(名目金額ではなく)現在価値ベースで評価する方法及び保険リスク水準の変化を評価する方法に関するガイダンスを提供しています。

測定

IFRS第17号は、保険契約を発行している企業は、保険契約を以下の合計額として貸借対照表に計上することを要求しています:

a 履行キャッシュ・フロー — 保険者が保険料から回収することを見込み、保険金、給付金及び費用として支払うことを見込んでいる金額の現在見積り(当該キャッシュ・フローの時期及びリスクについての調整を含む)及び

b 契約上のサービス・マージン — 将来の保険カバーを提供することによる予想利益(すなわち、未稼得の利益)

履行キャッシュ・フローの測定では、保険契約に含まれる金利保証及び金融オプションの現在価額を反映させます。

これは、保険業界のための基準ではなく、保険契約に関する基準である。その影響は、法域で規制されている保険又は再保険活動を行うことを承認されている企業にとどまらないと思われる。

IFRS第17号は、保険債務及びリスクの変動をより適切に反映するよう、関連性のある市場情報と整合した現在の見積りを用いて、各報告日に履行キャッシュ・フローを見直すことを企業に要求しています。これは、保険債務を歴史的原価ではなく現在価額を用いて会計処理することになり、保険加入時のデータを用いる実務慣行を中止することを意味します。

また、現在の割引率を使用することも求められます。これらは、保険契約負債から生じるキャッシュ・フローの特性を反映するもので、多くの企業が保険契約負債に対応する資産に係る期待収益に基づく割引率を使用していた従来の状況からの変更点となります。

収益は、引受保険料と同額ではなくなり、対価によりカバーされている契約負債の変動と同額となります。

保険の履行

IFRS第17号は、保険者が保険契約から利益を稼得する以下の2つの方法を区別する情報を提供することを企業に要求しています：

a 保険サービスの結果（保険カバーを提供することにより稼得した利益を描写するもの）

b 財務成績（以下を捕捉するもの）

- i 金融資産の運用による投資収益
- ii 保険債務から生じる保険金融費用— 割引率及び他の金融変数が保険債務の価値に与える影響

IFRS第17号を適用して、将来の保険カバーに関する予想保険料及び支払額の見積りに変更が生じた場合、予想利益を修正します。すなわち、保険契約のグループに係る契約上のサービス・マージンは、当該変更の影響により増減することになります。

そうした見積りの変更の影響は、契約上のサービス・マージンが保険カバーの提供により稼得されるにつれて残存カバー期間にわたり純損益に認識されます。

不利な契約

IFRS第17号は、保険契約における収益性の相違を明確に示すために、損失を生じることが予想される契約のグループを他の契約と区別することを企業に要求しています。

企業は、まず初めに、類似のリスクに晒され、単一のポートフォリオとして管理される保険契約からなるポートフォリオを識別しなければなりません。契約のポートフォリオを識別した後、各ポートフォリオを予想される契約の収益性の相違を考慮したグループに分類します。

契約の開始時点又はその後のいずれかにおいて、保険者が保険金、給付金及び費用の形式で契約に関して支払うことを見込んでいる金額が、当該保険者が保険料から回収することを見込んでいる金額を超過する場合には、この契約は損失を生じさせるものであり、その差額を直ちに純損益に認識します。

再保険契約

別個の測定モデルは、保有している再保険契約に適用されます。条件変更は、要件を満たす短期契約及び有配当契約について認められています。

表示

財政状態計算書

財政状態計算書では、発行した保険契約及び保有している再保険契約から生じる資産及び負債を別個の科目名で表示しなければなりません。

多様な各国のGAAPに基づく実務慣行とは異なり、企業は、資産ポジションにある契約を、契約で義務が相殺される場合を除き、総額表示（グロスアップ）しなければなりません。また、負債ポジションの契約の場合も同様です。IFRS第17号は、財政状態計算書のレイアウトを定めていません。したがって、報告企業は、IAS第1号「財務諸表の表示」の一般的な要求事項に従わなければなりませんが、特定の科目名は少なくとも財政状態計算書の本体への表示を確保する必要があります。

財務業績計算書－収益及び費用の測定

IFRS第17号は財務業績計算書のレイアウトを定めていません。したがって、報告企業は、IAS第1号の要求事項及びIFRS第17号の測定ルール（純損益に表示する収益及び発生費用から投資要素を除外することを要求している）に従わなければなりません。

保険契約に係る収益の測定

収益認識は、過去に多様な各国のGAAPに従っていた実務からIFRS第17号の原則へと大幅に変更された領域です。以前は、収益は受け取ったか又は受け取る保険料を参照して報告されていました。

IFRS第17号では、収益は、残存カバーに係る負債の変動（企業が対価を受け取ると見込んでいる当期中のカバー及びサービスに関連するもの）の合計額を表します。

IASBが公表した支援マテリアル

IASBは、IFRS第17号を公表後に、当該基準を適用する企業を支援するためのさまざまな取組み（IFRS第17号専用の適用支援ページ及び当該基準に関するWebセミナーを含む）を発表しました。

また、IASBは、新たな会計処理の要求事項に関する利害関係者からの質問について検討する移行リソース・グループの設立も計画しています。

開示

IFRS第17号の開示要求の目的は、当該基準の範囲に含まれる契約が企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価することを可能にする情報を開示することにあります。企業は、財務諸表に認識されている金額、重要な判断（及びその変更）、並びに当該基準の範囲に含まれる契約から生じるリスクの内容及び程度に関する定量的情報及び定性的情報を提供しなければなりません。報告企業は、どのような集約基準が開示に適切となるかを決定するにあたり、IAS第1号の重要性及び集約に関する要求事項に従うことを要求されます。契約の種類、地域、又は報告セグメント（IFRS第8号「事業セグメント」で定義）はすべて当該基準で提案されていますが、強制はされていないものの例となります。

発効日及び経過措置

IFRS第17号の発効日は2021年1月1日に設定されていますが、企業がIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号を当該基準の適用開始日以前に適用している（及び国内の法令により課された条件に従う）場合には、早期適用することができます。

2016年第4四半期公表のIFRSニュースで示したとおり、IASBは、IFRS第17号を適用する前にIFRS第9号を適用するうえでの実務上の課題について一時的な会計上の解決策を提供するために、昨年9月にIFRS第4号「保険契約」に対する狭い範囲の修正を行いました。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、「IFRS第17号への準備 — 保険契約に関する報告の根本的な変更（Get Ready for IFRS 17 — a fundamental change to the reporting for insurance contracts）」（詳細については11ページをご覧下さい）と題する詳細な刊行物を公表しました。

IASBがIFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表

IFRS解釈指針委員会（IFRIC）は、法人所得税の会計処理に不確実性を反映する方法を定めるため、新しい解釈指針であるIFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表した。

背景

IFRIC第23号は、税務処理が法人所得税の会計処理にどのように影響を与えるのかに関する不確実性を扱っています。IFRICは、問題となる税法の適用に不確実性がある状況における税金負債又は税金資産の認識及び測定に関するさまざまな論点について、実務の不統一が存在することに着目しました。次ページの表は、本解釈指針で扱われている主要な論点を例示しています。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、IFRIC第23号の公表を歓迎します。不確実性が税務処理に関して存在する場合における法人所得税の会計処理方法については、IAS第12号がすでに十分なガイダンスを提供しているとの主張があります。とはいえ、不統一がこの領域の実務に生じており、IFRIC第23号がその軽減に役立つということに私どもは同意します。

IFRIC第23号で扱う主要な論点

論点	提案
法人所得税務処理に関する不確実性の影響を、どのような場合に、また、どのように、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率の算定に含めるべきか	• 企業は、不確実な税務処理を税務当局が認める可能性が高いかどうかを検討することを要求される。 • その場合には、企業は、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率を、法人所得税申告において使用したか又は使用を予定している税務処理と整合的に決定する。 • 税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高くはないと企業が結論を下す場合には、企業は、課税所得（税務上の欠損金）、税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除及び税率を算定する際に、（どちらの方法が、不確実性の解消をより適切に予測できると見込まれるかに応じて）最も可能性の高い金額又は期待値のいずれかを使用する。
税務当局による税務処理の調査について企業が行うべき仮定	• 企業は、税務当局が調査する権限を有する金額を調査するであろうと仮定し、当該調査を行う際にすべての関連性のある情報についての十分な知識を有していると仮定することを要求される。
事実及び状況の変化	• 事実及び状況が変化した場合（例えば、税務当局が企業の税務処理に異議を唱えることができなくなる期限の到来時）には、あるいは判断又は見積りに影響を与える新たな情報が利用可能となることにより、企業は判断及び見積りを見直すことを要求される。
不確実な税務処理を別個に考慮すべきかどうか	• 企業は、不確実な税務処理のそれぞれを別個に考慮すべきなのか、又はいくつかの不確実な税務処理を一緒に考慮すべきなのかを、判断を用いて決定することを要求される。採用するアプローチを決定するにあたり、企業は、どのアプローチが不確実性の解消をより適切に予測できるかを考慮しなければならない。
開示	• 法人所得税務処理に関する不確実性を扱う際に、企業は、IAS第1号「財務諸表の表示」の通常の要求事項に従って行った判断、仮定及び見積りを開示することを要求される。 • 加えて、企業は、税務当局が不確実な税務処理を認める可能性が高いと結論を下す場合には、その不確実性の潜在的な影響をIAS第12号の第88項に従って税務関連偶発事象として開示するかどうかを検討しなければならない。
経過措置	• 企業は、IFRIC第23号を以下のとおり適用しなければならない： — 事後的判断を使用せずに可能な場合には、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用する、又は — 遡及適用する。比較情報を修正せずに、本解釈指針の修正案の適用開始の累積的影響を、当該修正案を最初に適用する事業年度の利益剰余金期首残高（又は資本の他の内訳項目）に認識する。

IASBはIAS第16号の修正案を公表

意図した使用の前の収入に関するIAS第16号の修正案

IASBは、公開草案「有形固定資産－意図した使用の前の収入（IAS第16号の修正案）」を公表しました。本公開草案における提案は、企業が有形固定資産項目の取得原価から、当該資産が使用可能となる前の期間中の販売収入を控除することを禁止するというものです。

背景

本公開草案は、以下の事項を質問したIAS第16号「有形固定資産」に関する要望書がIFRS解釈指針委員会（IFRIC）に提出されたことにより公表されたものです：

a　IAS第16号の第17項（e）に示された（資産を意図した状態に置くことによる）収入は、試運転により生産された物品のみに関するものかどうか

b　企業は有形固定資産の取得原価から試運転のコストを超過する収入を控除できるのか

実施したアウトリーチから、これらの質問の解釈に関して、実務においてかなりの多様性が存在していることは明らかでした。一部の企業は、試運転により生産された物品の販売による収入のみを控除していますが、資産が経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態に置かれる（すなわち、使用可能となる）までのすべての販売収入を控除している企業もあります。

本論点は主に、少数の特定の業種、特に採掘産業及び石油化学産業に関連性があるように見える。

さらに、一部の企業については、有形固定資産項目の取得原価から控除される収入が多額である場合があり、試運転のコストを実際に上回る場合もあるため、当該論点の重要性が高まります。

提案

当初の検討の後、IFRICは、有形固定資産の取得原価に関するいくつかの関連する質問を識別し、IASBがこの論点を扱うことがより適切であろうと結論付けました。IAS第16号の解釈指針をIFRICが公表する代わりに、IASBは現在、本基準そのものを修正することを提案しています。この修正案は、有形固定資産の取得原価から、当該資産を経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態に置く間に生産された物品の販売による収入（例えば、資産の試運転の段階で生産された棚卸資産の販売により受け取った収入）を控除することを企業に禁じるものです。また、本公開草案は、そうした収入及び当該物品を生産するために発生したコストを純損益に認識しなければならないことを明確にするよう、IAS第16号を修正します。

移行

IAS第16号が本提案に合わせて修正される場合には、移行における完全遡及適用はされません。これは、完全遡及適用の便益を、関連する各有形固定資産項目の当初認識時点に戻らなければならないコストが上回るとIASBが考えているからです。したがって、本公開草案は、この修正案を最初に適用する際に表示する最も古い期間の期首以降に使用可能となる有形固定資産項目にのみ、本修正案を遡及適用することを提案しています。本修正案は、その日よりも前に使用可能となった有形固定資産項目には適用されません。

SME適用グループがQ&A案を公表

SME適用グループ（SMEIG）は、中小企業（SME）向けIFRSに基づく親会社の個別財務諸表における金融保証の会計処理に関して、新しい質疑応答（Q&A）文書のドラフトを公表した。SMEIGは、本Q&A案がSME向けIFRSの利用者に有用かつ十分なガイダンスを提供しているかどうかについてのコメントを募集しています。

SMEIGが公表するQ&Aは、SME向けIFRSの利用者が具体的な会計上の疑問を検討するうえで役立つ強制力のないガイダンスです。これらは決して、完全版IFRSの適用に修正を加えることを意図するものではありません。しかし、IASBは、SME向けIFRSを次回見直す際にはこれらのQ&Aを考慮することとなります。右のボックスは、論点及びSMEIGが提案した解決策を示しています。

SME向けIFRSのセクション12のQ&A（論点1）：親会社の個別財務諸表における金融保証の会計処理

論点：

親会社はSME向けIFRS基準を適用して個別財務諸表を作成している。当該親会社は、子会社の1つへの銀行からの借入金の返済を保証している。当該親会社は、銀行に発行した金融保証を個別財務諸表においてどのように会計処理するのか？

A（アンサー）：

当該親会社は、セクション12「他の金融商品の問題」の要求事項を適用することにより、金融保証の会計処理を行わなければならない。ただし、親会社がIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の認識及び測定の要求事項を適用する（SME向けIFRS基準の11.2項（b）及び12.2項（b）で認めている）ことを選択した場合を除く。

コーポレート・ガバナンス

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、最新のコーポレート・ガバナンスに関する報告書「コンプライアンスを超えて—強固な企業文化の基礎的要素（Beyond compliance—The building blocks of strong corporate culture）」を公表した。

「文化」は、誰にとっても馴染みのある概念です。しかし、産業界は、企業文化及びそれを生み出す要素を定義することにおいて対応が立ち遅れています。その結果、規制当局が優れたガバナンスの基礎として企業文化に注目する中、高まった規制当局の期待に応えるという取締役会及び経営執行者以外の者の責任は増大しています。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのグローバル・ガバナンス運営グループは、IBRによる世界各国の2,500名のビジネス・リーダーに関する調査結果及び私どものガバナンスに係る専門家のグローバル・ネットワークを通じて得た見識を利用して報告書を作成しました。本報告書は、取締役会が現在及び将来的に成果を上げる文化を促進するうえでより一層効果的な役割を果たせるよう、取締役会が検討すべき実務上の提言を示しています。

本刊行物の入手については、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ頂くか、https://www.grantthornton.global/globalassets/1.-member-firms/global/insights/article-pdfs/2017/culture_corporate-governance-report-2017.pdfにアクセスして下さい。

IFRS第17号への準備

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、「IFRS第17号への準備ー保険契約に関する報告の抜本的な変更」と題する新たな手引きを公表した。

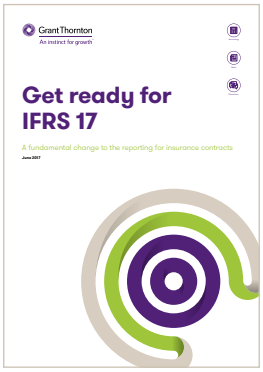

本手引きは、IASBによるIFRS第17号「保険契約」の公表を受けて作成されたものです（本IFRSニュースの巻頭記事をご覧下さい）。IFRS第17号は、データ、技術的解決策、投資家向け広報、及び財務報告に影響を与えると思われます。

65ページに及ぶ本手引きは、読者の方々にIFRS第17号の公表に備えて頂くことを意図するもので、当該基準の主要な特徴を説明し、その適用及び影響についての考察を提供します。本刊行物の入手については、各国のグラントソントン事務所のIFRS窓口にお問い合わせ頂くか、https://www.grantthornton.global/globalassets/1.-member-firms/global/insights/article-pdfs/2017/get-ready-for-ifrs-17---a-fundamental-change-to-the-reporting-for-insurance-contracts.pdfにアクセスして下さい。

負の補償を伴う期限前償還要素

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IASBの公開草案ED/2017/3「負の補償を伴う期限前償還要素ーIFRS第9号の修正案」に関するコメントレターを提出した。

私どもは、コメントレターにおいて、IFRS第9号「金融商品」を修正することにより、負の補償を伴う期限前償還要素に関する懸念に対処するというIASBの試みを歓迎しています（IASBの本提案の背景については、2017年第2四半期公表のIFRSニュースをご覧下さい）。

現行のIFRS第9号では、そうした要素を伴う金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定されることになります。償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定は、当該金融商品に関する目的適合性のより高い情報を提供する可能性が高いということに私どもは同意します。特に、こうした金融商品の実効金利及び予想信用損失に関する情報は、純損益を通じて公正価値の変動を認識するよりも、金融商品の運用成績を評価する利用者にとって目的適合性が高いように見えます。

したがって、私どもは、提案されている適格要件の一部の詳細及び本公開草案に関する結論の根拠におけるいくつかの文言については懸念を提起するものの、本修正案を支持しています。

全米商工会議所メンバーのためのIFRSテクニカル・セッションをアルゼンチンで開催

グラントソントン・アルゼンチンは、7月12日に、米国商工会議所（AMCHAM）とともに、最新のIFRSテクニカル・セッションを開催しました。このイベントは、AMCHAMのメンバー同士（Member to Member）のプログラムの一環として、アルゼンチンのブエノスアイレスにあるラウンジ（Club Americano）で開催されました。

監査パートナーであるGabriel Righiniと監査マネジャーであるFernando Torosが本会議の責任者を務めました。本会議には、とりわけ、アルゼンチンの主要企業（Gilbarco Latin America、PPG industries、Avery Dennison、Schneider Electric、HP、Wal-Mart Argentina、IBM、Cognizant Technology Solutions de Argentina、Global Logic及びHalliburton Argentinaを含む）から約30名のゲストが参加しました。

レイモンド・シャボット・グラントソントンがIFRS第9号に関するWebセミナーを開催

レイモンド・シャボット・グラントソントンは、『IFRS第9号「Instruments financiers」ーEntités autres que les institutions financières』(『IFRS第9号「金融商品」ー非金融機関』)と題するWebセミナーを開催した。

このフランス語によるセッションでは、IFRS第9号の概念、特に、新しい金融資産の分類モデル及び新しい予想信用損失減損モデルについて議論しました。以下のサイトをご訪問頂けば、Webセミナーの視聴が可能です。http://www.rcgt.com/en/about-us/events/webinar-ifrs-9-financial-instruments-non-financial-institutions/

2017年のIFRSテクニカル・アカデミー

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、7月の第1週にマルタで研修を行いました。25か国から合計57名がこの研修に参加し、新しい収益基準、リース基準、及びさまざまな他のタイムリーなテーマに関して技能を磨きました。

本研修は今年2回目の開催となりました。次回の研修は8月にクアラルンプールで開催されることになっており、その後、デュッセルドルフ及びドバイでも開催されます。グローバルな研修の開催は、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドがメンバーファームの国際ネットワークを通じてIFRS基準の高品質かつ首尾一貫した適用を促進するための多数ある方法の一つに過ぎません。

GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSインタープリテーション・グループ(IIG)は、米国、カナダ、ブラジル、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、アイルランド、フランス、スウェーデン及びドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームで構成されています。

IIGの会合は年2回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。今回は、フランスの代表にスポットライトを当てましょう。

Daniel Civit、フランス

Daniel Civitは、グラントソントン・フランスの会計実務グループの責任者です。大手監査事務所の一つの専門的な実務グループでIFRS専門家を務めた16年を含め、20年以上の経験を有しています。

Danielは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」、IFRS第3号「企業結合」、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIAS第36号「資産の減損」を含むいくつかの領域を専門としています。最近では、IASBの新しい収益認識基準の適用に関するさまざまな移行プロジェクトに携わっています。

Danielは、フランスの職業団体である会計監査役全国協会(CNCC:Compagnie Nationale des Commissaires aux Comptes)でいくつかの委員会のメンバーとなっています。その中には、公開会社に関するIFRSの問題に対処する「Bureau et Comité Comptable DEIP」並びに新しい会計基準及び規則や原則の解釈に係る問題を扱う「Commission des Etudes Comptables」が含まれます。また、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIFRS第16号「リース」などの新基準について検討するCNCCにおける国内の複数のIFRSワーキング・グループのメンバーでもあります。

その他のトピック－概要

IASB

IASB議長は金融の安定、保険契約及び財務報告におけるコミュニケーションの改善について講演

IASBのHans Hoogervorst議長は、アムステルダムで開催されたIFRS財団のカンファレンスで、金融安定を促進するうえでの会計基準の役割、特に、保険契約に関する新基準であるIFRS第17号、及び当該基準が金融安定にどのように役立つのかについて議論しました。さらに、コミュニケーションの改善に関する取組み（財務報告を企業と投資者の間のよりよいコミュニケーション手段とする方法に焦点を当てたプロジェクト）におけるIASBの作業について検討しました。

IASBの他の公表物

本IFRSニュースの6ページから8ページで取り上げたとおり、IASBは、IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」及び公開草案「有形固定資産－意図した使用の前の収入（IAS第16号の修正案）」を公表しました。さらに、IASBは、以下を公表しました：

- ニュースレター「Investor Update」の13版
- ディスカッション・ペーパー「開示原則」に関するWeb配信
- IFRS第13号「公正価値測定」の適用後レビューに関する情報要請
- 「概念フレームワーク」に関する再審議中に至った暫定決定の要約
- リボルビング与信枠に関する減損の要求事項の適用について検討しているIFRS第9号「金融商品」に関するWeb配信

加えて、IFRS財団は、世界の150の国々や他の法域におけるIFRSの適用状況をまとめたIFRSのポケットガイドを更新しました。

アジア・オセアニア

ASBJがのれん及び減損に関する2つのペーパーを公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、リサーチ・ペーパー第3号「のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解」及びアジェンダ・ペーパー『「too little, too late」の問題への対処として考えられるアプローチ』を公表しました。

本リサーチ・ペーパーは、のれんの会計処理に関する国際的な議論に役立つことを目的としています。これは、のれん及びのれんの減損に関する日本のアナリストの見解をより深く理解するために、彼らに対するインタビューを実施した際にASBJが得た見識をまとめたものです。

主要な調査結果の一部は以下のとおりです：

- キャッシュ・フロー情報、会計上の利益及び純資産の重要性に関する評価はアナリストによって異なる。
- のれんの償却に関する見解はさまざまであり、償却及び減損アプローチ又は非償却アプローチに関して明確な好みがあるわけではない。
- 企業結合により将来キャッシュ・フローが増加する期間についての経営者の見積りに関する情報が有用であると考えられていた。
- 多くのアナリストが、のれんの減損損失は、彼らが考えるのれんの価値の下落の発生に遅れて認識されると考えていた。

関連するアジェンダ・ペーパー『「too little, too late」の問題への対処として考えられるアプローチ』は、2017年7月の会計基準アドバイザリー・フォーラム会議における議案として提出されました。本ペーパーは、のれんの減損損失は、IAS第36号「資産の減損」の下で遅すぎるタイミング又は少なすぎる金額で認識されているという上記の懸念に対処するためのアプローチを提案しています。

XRBは、「代替的業績指標：ニュージーランドの利用者のニーズに係る調査」を公表

ニュージーランド外部報告審議会（XRB）は、代替的業績指標（APM）に関する調査を公表しました。XRBは、APMがニュージーランドの財務諸表利用者によってどのように認識されているか、また、APMは利用者のニーズを満たすのに有効であるとみなされているかどうかをより深く理解するために調査を実施しました。

この調査では、例えば、APMは、GAAP指標に加え、追加の情報源として有用ではあるものの、企業の業績に関する主要な情報源としてはみられていないことが判明しました。さらに、調査の回答者は、APMとGAAP指標との間の調整はAPMを理解するのに役立つが、APMの定義が明確化及び標準化され、比較可能性が高まることが好ましいとも述べていました。

欧州

EFRAGはのれんの減損テストに関するディスカッション・ペーパーを公表

欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、ディスカッション・ペーパー「のれんの減損：改善することはできるか？（Goodwill Impairment: Can it be improved?）」を公表しました。IASBによるIFRS第3号「企業結合」の適用後レビューを受けて、EFRAGは、IAS第36号「資産の減損」のガイダンスを改善することを目的として、のれんの会計処理に関するリサーチを開始し、2014年にディスカッション・ペーパー、そして2016年に定量的調査を公表しました。この最新のディスカッション・ペーパーは、IAS第36号の適用及び有効性を向上させ、複雑性を低減するために、当該基準における減損テストの潜在的な修正を例示しています。

EFRAGはIFRS第9号が資本のポートフォリオに与える可能性のある影響に関して調査

欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、IFRS第9号「金融商品」の要求事項が資本のポートフォリオに与える可能性のある影響を評価するために質問書を公表しました。これは、IFRS第9号において資本性金融商品に対する投資の会計処理の要求事項が及ぼす影響、及び当該要求事項が長期投資に影響を与える可能性があるかどうかについて、欧州委員会がEFRAGに助言を求めたことにより公表されました。

IFRS第9号は、資本性金融商品（売買目的保有の資本性金融商品及び企業結合で認識された条件付対価を除く）を契約開始時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに指定する取消不能の選択を行うことを企業に認めています。この場合、減損損失は純損益に認識されず、利得又は損失は認識の中止時に純損益に分類変更（リサイクル）されません。

EFRAGの質問書は、2017年9月30日までコメントを募集しています。

ESMAはIFRS第13号の適用に関する報告書を公表

欧州証券市場監督局（ESMA）は、欧州の財務諸表作成者によるIFRS第13号「公正価値測定」の適用に関する報告書を公表しました。本報告書は、さまざまな業種の2015年度の78のIFRS財務諸表をサンプルとして、IFRS第13号の要求事項に関する当該財務諸表のコンプライアンスの程度及び企業間の比較可能性の度合いを評価しています。

本報告書によれば、IFRS第13号の要求事項はおおむね適切に適用されているということです。しかし、例えば、公正価値の開示、及び取引又は相場価格が公正価値を表していない場合の評価に関しては改善の余地があると示されています。

ESMAは、IFRS第13号の適用後レビューに対応して、本報告書をIASBに提出するつもりです。

ESMAはAPMのガイドラインに関する新たなQ&Aを公表

欧州証券市場監督局（ESMA）は、上場している発行者向けの代替的業績指標（APM）に関するガイドラインの導入についての質疑応答（Q&A）文書を更新しました。4つの新しい質問は以下の事項に関する情報を提供しています：

- 期中財務諸表におけるAPMの定義
- 財務諸表の外で表示されるIFRSの数値と比べてAPMを目立たせること
- ガイドラインに示された「参照によるコンプライアンス」原則の使用

このQ&A文書の目的は、本ガイドラインの導入における一般的な監督上のアプローチ及び実務を促進することにあります。

欧州

欧州委員会は非財務情報の開示に関するガイドラインを採用

大手企業やグループによる非財務情報及び多様性情報の開示に関するEU指令（2014/95/EU）が2014年12月6日に施行され、その発効日は2018年となっています。このEU指令は、環境、社会及びガバナンスの問題を扱っており、最終的にはより力強い成長及び雇用創出、並びに利害関係者間の信頼の増加へとつながることが期待されています。

欧州委員会は現在、目的適合性のある非財務情報を整合的かつより比較可能な方法で開示するという要求を企業が満たすのを助けるためにガイドラインを採用しています。その目的は、企業間の透明性及び業績を向上させ、より持続可能なアプローチを企業が採用することを奨励することにあります。提案されたガイドラインに強制力はありませんが、最良の実務、最近の動向、及び、例えば、国連の持続可能な開発目標、パリ協定又は気候関連財務情報開示タスクフォースの作業から「得られた教訓」を反映しています。

Accountancy Europeが「21世紀における基準設定」に関するペーパーを公表

Accountancy Europe（以前はFEE）は、財務報告及び監査の基準設定が現在どのように計画されており、何を改善すれば、このプロセスが引き続き21世紀のニーズに合ったものであり続けられるのかに注目したペーパーを公表しました。

本ペーパーでは、利害関係者の期待は、技術、ビジネスのグローバリゼーション及び会計専門職の動向により変化していると述べられています。Accountancy Europeによれば、一部の利害関係者は、現在の基準設定プロセスは複雑過ぎで、かつ、時間がかかり過ぎであると考えており、その正当性に懸念を抱いているといいます。したがって、本ペーパーは、基準設定主体が基準設定プロセスを改善するうえで役立つことを目的とした原則及び要件を提案しています。例えば、以下の主要な原則を将来の基準設定に関する議論で検討することを提案しています：

- 正当性
- 独立性
- 透明性
- 公的な説明責任
- デュー・プロセス
- バランスの取れた会員構成

Accountancy Europeは、提案されているこれらの原則に関するフィードバックを求めています。

南アメリカ

GLASSがインフレ経済に関する質問書を公表

ラテンアメリカ基準設定主体グループ（GLASS）は、インフレ経済に関する質問書を公表しました。この質問書は、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」の範囲を拡大し、インフレが軽度に過ぎない又は激しいが超インフレではない国々を含めることをIASBに要請すべきかどうかについてより適切に理解することを目的とするものです。

現在、IAS第29号は超インフレ経済下にある国のみに適用されています。しかし、軽度又は激しいインフレの影響については財務諸表で会計処理されておらず、企業の実情に関して歪められたイメージを利用者に与える可能性があることから、これまで懸念を生じさせていました。本質問書はさまざまな国のインフレーション会計の現状に注目し、インフレ環境で事業を行う企業の財務情報利用者のニーズを見極めることを目指しています。本プロジェクトの調査結果は、IASBに提出されることになっています。

銀行

ECBがIFRS第9号の経過措置に関するコメントレターを提出

欧州中央銀行（ECB）は、IFRS第9号「金融商品」の経過措置が自己資本比率に与える影響に関するコメントレターを欧州議会に提出しました。そのレターにおいて、ECBの銀行監督者は、経過措置は金融機関の自由裁量によるべきでなく、強制的又は管轄当局の裁量によるべきであるとの見解を示しています。さらに、段階的な適用の対象とするのは、移行期間中の各報告日に再計算されている影響（「動的（dynamic）」アプローチ）ではなく、IFRS第9号の初度適用日に計算される財務諸表に対する影響のみ（「静的（static）」アプローチ）とすべきであるとの見解を示しています。

EBAがIFRS第9号を組み込んだストレステストを実施

欧州銀行監督局（EBA）は、2018年のEU全体のストレステストの手法及びテンプレートのドラフトを公表しました。本ストレステストは、EUの金融部門の70%を対象とし、不況の中で、監督上の所要自己資本比率を満たす銀行の能力を評価します。この手法では、IFRS第9号「金融商品」が初めて組み込まれます。IFRS第9号は、2018年1月1日以後開始する報告期間に強制適用となり、当該手法の評価に際して考慮されることになります。

EU全体のストレステストはEUにおける銀行49行を対象とし、（銀行グループの）連結の最高レベルで実施されます。銀行は静的貸借対照表上の監督上の所要自己資本比率により評価されるため、個別の資本要件は定義されません。この結果は、適切な自己資本の源泉及び将来予測的資本計画に関して決定が行われる「監督上の検証・評価プロセス（Supervisory Review and Evaluation Process）」のインプットとして使用されます。

EBAは、最終的な手法を2018年初めに、また、結果を2018年中ごろに公表する予定です。

EBAが2回目のIFRS第9号の影響評価の結果及びIFRS第9号の経過措置に関する公開協議を公表

欧州銀行監督局（EBA）は、2回目のIFRS第9号「金融商品」の影響評価の結果を公表しました。本報告書には、欧州経済領域における約50の金融機関のサンプルに対して行った定性的観察及び定量的観察が含まれています。

2回目の影響評価の結果は、EBAがIFRS第9号の適用に関する1回目の影響評価（2016年11月に公表）の際に行った当初の観察、及びIFRS第9号が規制上の自己資本に与える影響の見積りを確認するものです。

本報告書によれば、大手銀行はIFRS第9号の適用を一層進めており、小規模な銀行は遅れているということです。また、銀行は現在、IFRS第9号とIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を同時に適用する意向があまりないことも分かっています。IFRS第9号の主な影響は、当該基準の減損の要求事項によって生じると報告されており、IAS第39号の下での現在の報告と比べると、引当金が13%増加すると見積られています。

加えて、EBAは、資本及びレバレッジ比率に関する金融機関の第3の柱に係る開示の首尾一貫性を確保するためのIFRS第9号の経過措置の統一的な開示に関するガイドラインについて、2017年9月13日まで意見を募集しています。

EBAが予想信用損失の会計処理に関する最終的なガイダンスを公表

IFRS第9号「金融商品」の適用に関する作業の一部として、欧州銀行監督局は金融機関の信用リスク管理実務及び予想信用損失の会計処理に関する最終的なガイドラインを公表しました。2018年1月1日以降開始する会計期間について強制適用となるIFRS第9号では、減損損失を、発生損失モデルではなく、予想信用損失モデルで会計処理する必要があります。最終的なガイドラインはこうした変更を取り上げており、予想信用損失会計の導入及び継続的適用に関連する金融機関の信用リスク管理実務を示しています。

企業報告

TCFDは気候関連財務情報開示に関する最終的な提言を公表

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）は、気候関連財務情報開示の背景及び全般的枠組みを示した「最終報告書：気候関連財務情報開示タスクフォースの提言」において、気候関連財務情報開示に関する提言を公表しました。さらに、TCFDは、以下を公表しました：

- 提言の実施を促進することを目的とした「附属書：TCFDの提言実施（Annex: Implementing the Recommendations of the TCFD）」
- 企業がシナリオ分析を検討する際に役立つ可能性のある詳細を示した「補助的ガイダンス：気候関連リスク及び機会の開示におけるシナリオ分析の使用（Technical Supplement: The Use of Scenario Analysis in Disclosure of Climate-Related Risks and Opportunities）」

TCFDは、貸付機関、投資者及び保険業者が気候関連のリスクに関して要求される情報を特定するのを支援するために、金融安定理事会（FSB）によって設立されました。TCFDは、これらのリスクを理解するうえで有用となる、自主的で一貫性のある気候関連財務情報開示を開発する職務を与えられました（2017年の第1四半期公表のIFRSニュースをご覧下さい）。

ICAEWは企業報告及び新しい技術について報告

イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW）は、企業報告の将来に関するさまざまな利害関係者の見解を示した報告書「企業報告における次のステップとは何か：決断すべきか（What next for corporate reporting: time to decide?）」を公表しました。本報告書では、例えば、企業が正しい情報をしかるべき利害関係者に適切な方法で報告しているかどうか、また、企業の報告書が利用者のニーズを満たしていることを保証するために、企業の報告書を改善する方法はあるかどうかを検討しています。さらに、本報告書は、技術により報告がどのように改善される可能性があるかについて検討し、変更を妨げることのあるいくつかの主要な障害を明らかにしています。

IVSCは将来のアジェンダについて協議

国際評価基準審議会（IVSC）は、将来のアジェンダに関する年次協議を実施しました。IVSCは、IASBの財務報告の要求事項と相互作用することが多い国際評価基準をさらに改善するためには、どの領域を重視すべきかに関して意見を求めています。IVSCの基準委員会がこのプロセスを主導しており、以下の潜在的なトピックを識別し、それらについてのフィードバックを求めています：

1 非金融負債
2 割引率
3 アーリーステージの評価
4 生物資産
5 採掘産業
6 棚卸資産

また、IVSCは、以下に対する的を絞った改善を行うことを計画しています：

1 支配プレミアム及び支配の欠如による割引
2 資本構成の検討
3 開発価値

本協議は2017年8月15日に終了します。

新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。
企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第17号	保険契約	2021年1月1日	可
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	可
IFRIC第23号	法人所得税務処理に関する不確実性	2019年1月1日	可
IAS第40号	投資不動産の振替（IAS第40号の修正）	2018年1月1日	可
IFRIC第22号	外貨建取引と前渡・前受対価	2018年1月1日	可
IFRS第1号／ IFRS第12号／ IAS第28号	IFRSの年次改善2014−2016年サイクル	2018年1月1日 ただし、IFRS第12号の修正は2017年1月1日から適用される	IAS第28号 − 可
IFRS第4号	IFRS第9号「金融商品」の IFRS第4号「保険契約」との適用 （IFRS第4号の修正）	• IFRS第9号の一時的免除は2018年1月1日以降の会計期間に適用される • 上書きアプローチは企業がIFRS第9号を初めて適用する際に適用される	N/A
IFRS第9号	金融商品（2014年）	2018年1月1日	可 （広範な経過措置を適用）
IFRS第2号	株式に基づく報酬取引の分類及び測定 （IFRS第2号の修正）	2018年1月1日	可
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日*	可

＊「IFRS第15号の発効日」の公表を受けて、2017年1月1日から変更

2016年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第7号	開示に関する取組み（IAS第7号の修正）	2017年1月1日	可
IAS第12号	未実現損失に係る繰延税金資産の認識	2017年1月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可
IAS第1号	開示に関する取組み （IAS第1号「財務諸表の表示」の修正）	2016年1月1日	可
IFRS第10号／ IFRS第12号／ IAS第28号	投資企業：連結の例外の適用 （IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正）	2016年1月1日	可
IFRS第10号 及びIAS第28号	投資者とその関連会社又は 共同支配企業の間での資産の売却又は拠出 （IFRS第10号及びIAS第28号の修正）	延期された （もともとは 2016年1月1日であった）	可
さまざまな基準 及び指針	IFRSの年次改善2012−2014年サイクル	2016年1月1日	可
IAS第27号	個別財務諸表における持分法（IAS第27号の修正）	2016年1月1日	可
IAS第16号 及びIAS第41号	農業：果実生成型植物 （IAS第16号及びIAS第41号の修正）	2016年1月1日	可
IAS第16号 及びIAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化 （IAS第16号及びIAS第38号の修正）	2016年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理 （IFRS第11号の修正）	2016年1月1日	可
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可

コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	IFRS第8号「事業セグメント」の改善 （IFRS第8号及びIAS第34号の修正案）	2017年7月31日
ディスカッション・ペーパー	開示に関する取組み－開示原則	2017年10月2日
公開草案	有形固定資産－意図した使用の前の収入 （IAS第16号の修正案）	2017年10月19日

Grant Thornton
An instinct for growth™

grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

"グラントソントン"は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド（GTIL）とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。